

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和5年6月27日（火）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第66号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）
- 4 出席委員 保実治，藤岡一弘，杉原利明，黒木靖治，掛田勝彦，月橋寿文，山田真一郎
- 5 欠席委員 大森俊和
- 6 説明のため出席した職員
【市民部】上谷市民部長，藤田課税課長，奥野市民税係長，貞末資産税係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 皆さんおはようございます。ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。定足数に達しておりますので、委員会は成立をしております。

この際ご報告いたします。本日の委員会に、大森委員から一身上の都合により、欠席したい旨届け出がありましたのでご報告をいたします。

本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会の令和5年6月定例会のフォルダにございます審査順の通り議案1件の審査を行いたいと思います。

本日の日程及び審査の方法につきましては、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。それでは会議に入ります。

初めに、議案第66号三次市税条例の一部を改正する条例（案）を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。

○保実委員長 はい、上谷市民部長。

○上谷市民部長 改めまして、委員の皆さんおはようございます。よろしくお願いをいたします。それでは、課税課が所管いたします。議案第66号三次市税条例の一部を改正する条例（案）についてご説明をいたします。説明は、新旧対照表での条項順での説明ですと、理解しにくい面もございますので、提出させていただいています。資料に沿って説明をさせていただきます。

最初に、本条例の改正案の理由について説明します。本条例改正案は、地方税法及び地方税法施行規則等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例であります三次市税条例の一部を改正しようとするものです。本改正案は、個人の市民税と軽自動車税に関する改正となります。

一つ目として、資料の2改正内容の要旨（1）個人の市民税では、森林環境税施行に伴う改正で、該当条項、施行期日は資料に記載の通りです。次に、法規定の新設に合わせて、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化を図る改正となります。該当条項、施行期日は資料に記載の

通りです。

二つ目として、(2) 軽自動車税では、道路交通法の一部改正に伴い、車種区分について、3輪以上の電動キックボード等を「特定小型原動機付自転車」と定義し、原動機付自転車の税率を適用するものです。該当条項、施行期日は資料に記載の通りです。次に環境性能割、種別割について、不正を行った自動車メーカーに負わせる特例規定として、納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げようとする改正となります。該当条項、施行期日は資料に記載の通りです。

三つ目として、(3) 引用条項の整理を軸とした関係規定の整理で、項ズレ、文言の整理となります。該当条項は新旧対照表中、(1) (2) に記載のない条項となります。続き、軽自動車税に係る改正の背景について2点ご説明いたします。最初に電動キックボード等を、「特定小型原動機付自転車」と定義されたことにより、原動機付自転車に区分変更する改正については、政府による多様なモビリティ普及推進会議の取組みにおいて、電動キックボードなど、今後、乗り物が電動になり、小型化することで登場する新しいモビリティを、安全に便利に使える社会づくりを進めるための規制緩和措置と言われております。

次に、環境性能割、種別割の不足額に加算する割合を、100分の10から100分の35に引き上げる改正は、令和4年3月以降に発覚した自動車メーカーによるトラック、バスのエンジンの排出ガス、燃費性能の試験データ改ざんの悪質事案に対して、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を、揺るがすものであり、社会的影響も大きいとして税制上でのペナルティを強化し、再発抑止策を講じるための特例措置となります。

最後に、本改正に伴う市民等への影響と税収への影響についてご説明をいたします。個人の市民税につきましては、納税義務者への影響として、復興特別税は令和5年度をもって時限となり、令和6年度以降、市民税500円、県民税500円、計1,000円は課せられませんが、令和6年度から森林環境税1,000円が課せられるため、均等割額においては変更はございません。ちなみに、令和5年度当初賦課での均等割納税義務者は2万5,700人となっております。税収への影響につきましては、復興特別税の時限により市分の500円が廃止となることから、令和5年度当初賦課での均等割の納税義務者2万5,2万5700人で試算しますと、1,542万1,200円の減収となります。軽自動車税につきましては、車種区分の変更により、現行の3,700円から、2,000円の税率が適用されることから租税負担は低くなります。

なお、現在、本市においては、特定小型原動機付自転車に該当する車両はありません。電動キックボード等の規制緩和の内容については、改正道路交通法での特定小型原動機付自転車と原動機付自転車の比較として、提出資料の3条例改正に伴う市民への影響と税収への影響欄に、掲載しておりますので参考としてください。

また、提出資料の4参考欄へ掲載しますが、6月30日より新たに特定小型原動機付自転車税標識、いわゆるナンバープレートを該当車両へ交付することとなります。本件につきましては、ホームページと広報三次6月号へ掲載し、市民の皆様へ周知させていただいております。また、道路交通法の改正内容等につきましては、ホームページ、SNS等において危機管理課より周知させていただく予定としております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○保実委員長 はい、では、皆さんから質疑をお願いいたします。はい、月橋委員。

○月橋委員 市民税のところなんですけども、今の説明ですと復興特別税がなくなって、これから森林環境税が1,000円追加されるということで、市民の方への負担は改めてないということによろしいのかというところと、この森林環境税なんですけど、三次市でどういったことに使われてるのかというところをお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○保実委員長 はい、藤田課長。

○藤田課税課長 はい、ありがとうございます。まず、改めての市民への負担はないということでよろしいのかというご確認のご質問だと思いますけれども、おっしゃられる通り復興特別税の方がなくなり、改めて森林環境税の方が1,000円ということになりますので、プラスマイナスゼロということで改めての負担はございません。

また、森林環境譲与税の使い道についてのご質問でございますが、令和4年度の見込みでございますけれども、譲与税の額が6,539万4,000円が譲与額です。そして、行われている事業が、森林経営管理に伴う意向調査、森林経営管理に伴う現地調査業務、森林経営管理に伴う管理業務、公共施設周辺の森林整備業務、それから危険木等の伐採事業の補助金、地域林政アドバイザーの報酬等二名分が事業の内容となりまして、見込み額が7,015万7,000円の予定でございます。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 はい、すいません丁寧な説明ありがとうございます。市民部の方にちょっと聞くのは難しいかもしれないですけど、今聞く感じで言うと、森林環境税の方が増えていってると三次市で使えるうものが増えていってるということですかね。今、説明いただいたように危険木の伐採とかがたびたび数年ですって、三次市で使われてるようには思うんですけど、今後わかれば、今後ちょっとどのように増えていくのかどうなのかっていうところを教えてくださいませんか。

○保実委員長 上谷部長。

○上谷市民部長 新たに、森林環境税、これは国税でございますんで、これは国でストックした形の中で、各市町村配分されるということになると思うんですけども、新たな本格的な制度において、まだ詳しい内容等とかですね、実際に森林環境税額自体が国の資産の額に今の見込み額に、合致した中での配分ができるかどうかというのはですね、ちょっとまだ見込みが立ちませんので、実際に令和6年度以降の譲与額等をみてですねいきたいなと思っておりますし、配分もですね人口割合とか、そういったものが算入されておりますんで、それがどこまで、波及してくるのかっていうのが、なかなか想定ができない状況でございますので、具体的な回答は避けたいと思います。

○保実委員長 はい、他に。はい、山田委員。

○山田委員 はい、キックボードのところでお伺いするんですけども非常に中身がですね、何cc以上、以下とか、何kw以上、以下ということで細かく分かれてまして広報等で周知はされるというお話でしたけれども、今のところ三次市で、これで今走ってる方っていうのは、見かけてない状況だと思います。

今から、こういうものが普及されてくるにあたって、販売屋さんですよ、実際、今販売されて所持されている方がいるのかどうかもわかればお伺いしたいんですけども、今これから以降、販売屋さんに対して、何らかの啓発というのは考えられているのかということ、ネットが主流になってくるかもしれませんので、対策は難しいかもしれませんがそのあたりをお伺いします。

○保実委員長 はい、藤田課長。

○藤田課税課長 はい、まず、三次市に登録があるかということでございますけれども、特定の今回のキックボード、3輪以上ですねキックボードにつきましては登録はございません。原動機付自転車、2輪のものについては、原動機付自転車に登録をされているのが、今3台ございます。

ただこの3台については、税額変わりませんので影響はないということになります。それと販売店についてでございますけれども、すでに販売店の方には、国土交通省の方から情報提供等されておりまして、また、国土交通省のホームページに型式リストというのが上がっておりまして、販売店、製造者、特定の小型原動機付自転車と認められる規定のものということで一覧表が更新されておりますのでそういったことで、確認をしていきたいというふうに思っております。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 先ほど、型式というお話があったんですけども、特に見た目で判断しにくいといえますかやはり原動機の大きさによるものであるということだと思いますので、わからずということが起こるかもしれないんですね、その辺りの啓発をしっかりお願いしたいです。以上です。

○保実委員長 はい、他に。はい、掛田委員。

○掛田委員 はい、今の山田委員のお話にも少し関連するんですけど、私も小型原動付自転車の方の質問させていただくんですが、海外の商品がたくさん入ってくるとか国内でも販売が促進されていってるような状況の中で、大きい自治体の状況が状況だったから、今回の道路交通法の改正に至ったのかなと、こう思っておりまして、結局形状がよく似ているということもあって、どの区分に該当してるのかよくわからなくなってきた、だから、違反も増加してくるだから一定の棲み分けをしていこうということで、定義を作って、整理をしていったというようなそういう背景があるんじゃないかと思うんですね。

縦横無尽にいろんなところを走って行って、事故なんかも多発して、広島県でさえなかなかこういうことは、まだまだ普及されてないかもしれませんが今後の展開の中で、当然普及する以上です、どっかでやっぱ安全を担保して行かなきゃいけないということが重要なことなのかなと思うんですね。

一般社団法人二輪車普通安全協会であるとか、警察の方とかいろいろ、そういう安全教育なんかもあると思うんですけど、例えば高校をあたりからですね安全教育をやってもらいたいというようなニーズが起こっていくような状況があるかもしれません。ですから、市の関与できるところで言うならば、そういったところの動向というのはやはりまだまだ普及は、まだ、このあたりではないにしても注視しておかなきゃいけないんですけど、その辺りの見通しってのは何かお考えでしょうか。

○保実委員長 はい、上谷部長。

○上谷市民部長 今、委員ご指摘の通り、当然それは想定されることだろうというふうに思います。ただ、今の段階です、細かい市としての関与部分とか、市としての取り組みとか、まだ検討はしてないんですけども、普及状況に合わせて、当然、市としても、安全策が講じられるものは、的確に対策を講じていきたいというふうに思っております。

国交省の方もディーラー側には、今もそうなんですけど、バイクを取得する場合は基本的にはディーラー側が来て、中身の申告をされて、市がナンバー交付をして、ディーラーがナンバーを取り付けて利用者、ユーザーには、こういった流れの手順が、これからこのキックボードについても、準用されるんだらうと思いますので、まずその入口のところ、購入されるときに、しっかりディーラー側から、使い方とかルールとか、まず、ここをしっかり周知をしていくということが大切なことだろうというふうに思います。

○保実委員長 はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 はい、他にないようでしたら、以上で市民部に係る審査を終わりたいと思います。市民部の皆さんありがとうございました。

(市民部退室)

○保実委員長 それでは、ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開は、10時25分とします。

午前10時20分休憩

午前10時25分再開

○保実委員長 はい、それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、委員会審査報告書に沿って討論採決を行います。

これより議案第66号三次市税条例の一部を改正する条例(案)の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 はい、討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。本案を原案の通り可決することにご異議ありませんか。

「(異議なし)と叫ぶ者あり」

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わります。

それでは次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に対する付すべき意見があればお願いをします。なお、意見は議案審査に関係するものとしていただくようお願いをします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 どうですか。ありませんか。はい、それでは委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 はい、ではそのようにさせていただき、後日、タブレットに入れさせていただきますのでよろしくお願いをします。

本日の審査は以上です。お疲れ様でした。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月27日

教育民生常任委員会

委員長 保実 治